

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

宮崎県宮崎市生目台東四丁目二七番地一〇

株式会社 green

代表清算人 橋口美千代

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

鹿児島県南九州市知覧町一七八〇番地

一般社団法人南九州市観光協会

代表清算人 梅木 康博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

鹿児島県南さつま市大浦町二八六三八番地

合同会社うみベクスプレス

清算人 海邊 浩敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

沖縄県那覇市松尾二丁目三番三〇一六〇二号

アイワ総合商社株式会社

代表清算人 関沼 和子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

沖縄県中頭郡西原町上原一丁目二四番一五号

合同会社デイジー

清算人 宮川 忠士

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

札幌市中央区宮の森一条十六丁目七番三七号レジデンス宮の森内

レジデンス宮の森管理組合法人

清算人 ラッツリフ芳

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和八年三月三十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

神奈川県南足柄市内山一四四五番地

清算法人南足柄市内川土地改良区

清算人代表 鈴木 正

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

新潟県十日町市妻有町西二丁目二番地三

ロイヤルプラザE

ゼンセン同盟十日町織労

清算人 板場 俊樹

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年九月十八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

北海道恵庭市恵み野北三丁目一番一

医療法人社団恵み野内科循環器クリニック

清算人 鎌田あすむ

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議及び茨城県知事の認可により令和八年三月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

茨城県笠間市笠間一七九番地

医療法人太田皮フ科

清算人 太田 祐一

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

埼玉県朝霞市大字膝折六八番地

丸山教朝霞支教会

清算人 青山 隆治

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月三十一日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

イトーピア浜離宮マンション建替組合

代表清算人 林 俊幸

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月二十五日横浜市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

神奈川県横浜市区南幸二丁目一番二二号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合

代表清算人 中山 久招

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

新潟県佐渡市赤玉三三〇番地

農事組合法人赤玉生産組合

代表清算人 増野 敏弘

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月六日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

三重県多気郡多気町平谷六七七番地二

清算法人平谷・前村土地改良区

代表清算人 坂浦 正生

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

岡山県倉敷市老松町四丁目二番八号

医療法人雄栄会

清算人 角田加代子